

瑞穂町の教育に関する大綱

令和 3 年 2 月
瑞 穂 町

瑞穂町の教育に関する大綱の策定にあたって

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、平成27年4月1日に施行され、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、町長と教育委員会との連携強化を図ることとされました。

また、すべての地方公共団体において総合教育会議を設置し、将来の教育行政の方針である教育に関する大綱を策定することが義務づけられました。瑞穂町では、平成28年3月に教育に関する大綱を策定しましたが、第5次瑞穂町長期総合計画及び第2次瑞穂町教育基本計画の策定に伴い、教育に関する大綱を新たに策定することとしました。

ここに、第5次瑞穂町長期総合計画で謳う将来都市像

すみたいまち つながるまち あたらしいまち

～“そうぞう”しよう みらいにずっとほこれるみずほ～

の実現に向けて、瑞穂町の教育に関する大綱を策定いたしました。

令和3年2月

瑞穂町長 杉浦 裕之

瑞穂町の教育に関する大綱

次代を担う子どもたちが心豊かに育つことは、地域社会の宝となります。瑞穂町では、人間尊重の精神に徹し自他の生命を尊び、学校・家庭・地域社会との緊密な連携のもとに、教育基本計画を策定しています。子どもたちが心身ともに健康で知性と感性に富み、郷土を愛する心と国際感覚をそなえた町民として人間性豊かに成長することを目指し、以下3つの教育目標を掲げます。

- 1 互いの人格を尊重し 思いやりと規範意識のあるひと
- 1 社会の一員として 社会のルールを守り貢献しようとするひと
- 1 自ら学び考え行動する 個性と創造力豊かなひと

また、学校教育及び社会教育を充実し、だれもが生涯を通じ、あらゆる場で学び、支えあうことができる生涯学習の実現を目指し、瑞穂町では、今後取り組む主要な施策を以下のとおり、5つの施策を掲げます。

- 1 小・中学校における教育のICT化の推進
- 1 体育館の新設に向けての調査・研究
- 1 図書館のスーパーリニューアル後の利活用の推進
- 1 拡充された文化財保護施策を活用しての文化財保護の推進
- 1 新型コロナウイルス感染症対策の徹底

※5つの施策の記載は、教育委員会所管組織の順で記載しています。
また、5つの施策の概略を別添に記載します。

教育は、学校、家庭及び地域のそれぞれが、役割と責任を分担するとともに、情報を共有し、連携して取り組む認識に立ち、すべての町民が教育に参加することを目指します。

教育に関する大綱中5つの施策項目の概略

1 小・中学校における教育のICT化の推進

令和2年度、国による学校のGIGAスクール構想が前倒し推進され、瑞穂町でもこれらの整備に積極的に取り組んでいます。整備後はそのICT機器の活用が大きな課題となってくることから、学校のICT化の利活用を更に推進します。

1 体育館の新設に向けての調査・研究

町民が利用する中央体育館は、その立地として北東側法面が土砂災害警戒区域であることから同場所での改築は考えづらいと考えます。利用者の安全を守るために、新たな機能を備えた体育館の新設について調査・研究を進めます。

1 図書館のスーパーリニューアル後の利活用の推進

現在、図書館の大規模改修事業が進捗中です。また、第2次生涯学習推進計画は令和3年度実施に向け改定作業中ですが、この計画にこれまで位置づけがなかった「図書館の活用」を新たに位置づけ、リニューアル後の図書館利活用の拡充を図ります。

1 拡充された文化財保護施策を活用しての文化財保護の推進

令和2年度より指定文化財制度に加え無形民俗文化財も対象とする登録文化財制度が整いました。貴重な郷土の有形・無形遺産等の保存活用及び継承を更に推進していきます。

1 新型コロナウイルス感染症対策の徹底

令和2年当初より、日本も含めた全世界で新型コロナウイルス感染症が大流行しています。わが町の小・中学校及び町民が利用する教育施設では、感染拡大防止について徹底した防疫体制を構築しています。この感染症の収束には数年を要すると推測されることから、今後とも新型コロナウイルス感染防止のための諸施策を積極的に実施します。

将来都市像

すみたいまち つながるまち あたらしいまち ~“そうぞう”しよう 未来にずっとほこれるみずほ~

長期総合計画

基本構想

基本計画

基本目標1 誰もが健康ですこやかに暮らせるまち

基本目標2 子どもたちがのびのびと育つまち

瑞穂町の教育に関する大綱
○学校教育に関すること

基本目標3 生きる力と豊かなところをはぐくむまち

瑞穂町の教育に関する大綱
○社会教育に関すること

基本目標4 つながりと活力あふれささえ合うまち

基本目標5 環境にやさしい安全・安心なまち

基本目標6 自然潤う便利で快適に暮らせるまち

基本目標7 総合計画の実現に向けて

総合教育会議

教育基本計画教育目標

めざす教育

- 互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のあるひと
- 社会の一員として、社会のルールを守り貢献しようとするひと
- 自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かなひと

基本方針

- 1 人権尊重と社会貢献の精神の育成
- 2 確かな学力の育成と個性や創造力の伸長
- 3 安全な学校と信頼される教育の確立
- 4 生涯学習の推進と施設・環境の整備

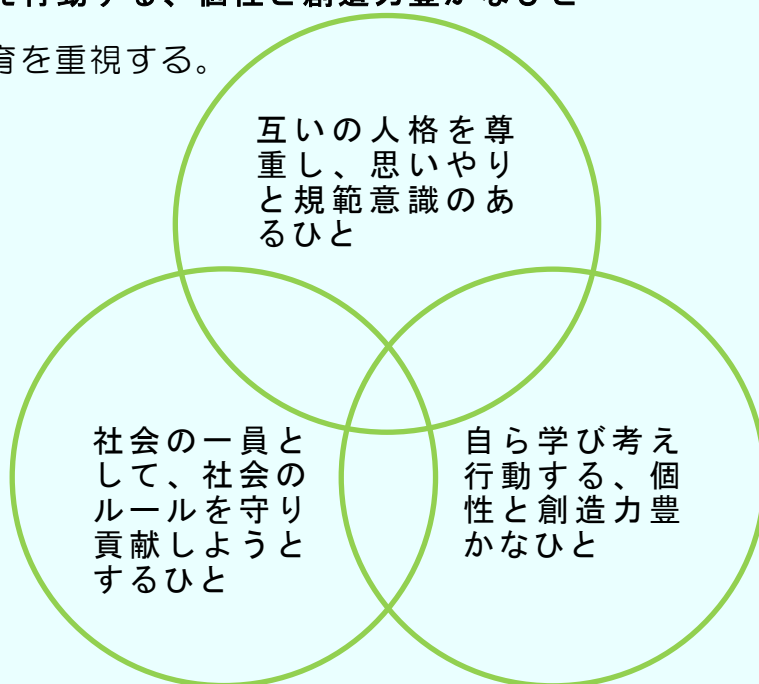
瑞穂町教育委員会 教育目標と基本方針

瑞穂町教育委員会は、人間尊重の精神に徹し自他の生命を尊び、学校、家庭、地域との緊密な連携のもとに、子どもたちが心身ともに健康で、知性と感性に富み、郷土を愛する心と国際感覚をそなえた町民として、人間性豊かに成長することを目指し、教育を推進する。

子どもたちが、知性、感性、道徳心や体力をはぐくみ、人間性豊かに成長することを願い、

- 互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のあるひと
- 社会の一員として、社会のルールを守り貢献しようとするひと
- 自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かなひと

の育成に向けた教育を重視する。



また、学校教育及び社会教育を充実し、だれもが生涯を通じ、あらゆる場で学び、支え合うことができる生涯学習社会の実現を図る。

そして、教育は、学校、家庭、地域のそれぞれが責任を果たし、連携して行われなければならないものであるとの認識に立って、すべての町民が教育に参加することを目指す。

瑞穂町教育委員会は、このような考え方に立って、「すみだいまち つながるまち あたらしいまち ～“そうぞう”しよう みらいにずっとほこれるみずほ～」(第5次瑞穂町長期総合計画の将来都市像/計画期間：令和3年度～令和12年度)の実現に向けて、積極的に教育行政を推進する。

基本方針

子どもたちが、人権尊重の理念を正しく理解するとともに、思いやりの心や社会生活の基本ルールを身に付け、社会に貢献しようとする精神をはぐくむことが求められる。

そのために、人権教育及び心の教育を充実するとともに、権利と義務、自由と責任についての認識を深めさせ、公共心をもち自立した個人を育てる教育を推進する。

人権尊重と社会貢献の精神の育成

《基本方針 1》

社会の変化に対応できるよう、子どもたち一人一人の思考力、判断力、表現力などの資質・能力を育成することが求められる。

そのために、確かな学力の育成を図り、子どもたちの個性と創造力を伸ばす教育を推進する。

確かな学力の育成と個性や創造力の伸長

《基本方針 2》

《基本方針 3》

安全な学校と信頼される教育の確立

子どもたちが安全で安心した学校生活を送るために、教育行政を力強く展開することが求められる。

そのために、学校、家庭、地域の協働と町民の教育参加を進めるとともに、効率的で透明性の高い開かれた学校経営への改革を進めていく。

《基本方針 4》

生涯学習の推進と施設・環境の整備

活力ある社会を築いていくために、個人の生活を充実するとともに、一人ひとりが社会に貢献できるようにすることが求められる。

そのために、町民が生涯を通じて、自ら学び、文化やスポーツに親しみ、社会参加できる機会の充実を図るとともに、施設や環境の整備に努める。